

司法書士

30分で学習成果をチェック！オンライン確認テスト
第10回 会社法②
問題用紙 解答用紙

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001912 231650

SL23165

問題

- ①会社法上の公開会社でない大会社は、取締役会を置かなければならない。

- ②会社法上の公開会社でない取締役会設置会社において、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主は、当該議決権を6か月前から引き続き有するものに限り、取締役に対し、株主総会の招集を請求することができる。

- ③公開会社でない取締役会設置会社において、定款で定めることにより、取締役が株主総会の日3日前までに株主に対して株主総会の招集の通知を発しななければならないこととすることができる。

- ④会社法上の公開会社でない取締役会設置会社における株主総会の招集の通知は、口頭ですることができる。

- ⑤取締役は、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めた場合においては、株主総会の招集の通知（電磁的方法による通知を除く。）に際して、株主に対し、株主総会参考書類及び議決権行使書面を交付しなければならない。

- ⑥会社法上の公開会社では、取締役の1名は株主である者から選任するものとするのは、定款をもって定めることができない。

- ⑦会社法上の公開会社ではない監査役設置会社においては、定款によらず、株主総会の決議によって、取締役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすることができる。

- ⑧監査役設置会社の取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役及び監査役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、決議の省略に係る定款の定めがないときであっても、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなされる。

- ⑨ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社の株主は、その権利を行使するため必要がある場合には、当該株式会社の営業時間内は、いつでも、裁判所の許可を得ることなく、書面をもって作成されている取締役会の議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる。
- ⑩ 監査役を置く取締役会設置会社で、かつ、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社の代表取締役が法令又は定款に違反する行為をした場合、株主が代表取締役に対し当該行為をやめることを請求するには、代表取締役の行為によって会社に著しい損害が生ずるおそれがあるだけでは足りず、会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときでなければならない。
- ⑪ 監査等委員会設置会社を除く株式会社において、累積投票によって選任された取締役の解任及び監査役の解任を株主総会の決議によって行う場合には、いずれも特別決議によって行う。
- ⑫ 会社法上の公開会社でない株式会社は、大会社であっても、定款によって、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定することができる。
- ⑬ 監査役を置く取締役会設置会社で、かつ、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社において、代表取締役の行為により会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、監査役は、代表取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- ⑭ 監査等委員会設置会社の監査等委員は、取締役が定款に違反する行為をするおそれがある場合において、当該行為によって会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- ⑮ 取締役会設置会社でない株式会社の取締役が自己のために当該株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、株主総会においてその承認を受けなければならない。
- ⑯ 株式会社の計算書類等が書面をもって作成されている場合、株式会社の債権者は、その権利を行使するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、計算書類又は計算書類の写しの閲覧の請求をすることができる。

- ⑰株式会社の計算書類等が書面をもって作成されている場合、株式会社の親会社社員は、当該株式会社の営業時間内は、いつでも、その請求の理由を明らかにして、当該株式会社の計算書類の謄本の交付の請求をすることができる。
- ⑱資本金の額を減少するには債権者保護手続をとる必要があるが、資本準備金の額の減少については債権者保護手続をとる必要がない場合がある。
- ⑲剰余金の配当に関する事項を取締役会が定めることができる旨の定款の定めがある会計監査人設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)は、株主総会の決議によって、剰余金の配当に関する事項を定めることはできない。
- ⑳株式会社は、剰余金の配当により、株主に対し分配可能額を超える額の金銭を交付した場合には、当該剰余金の配当に関する職務を行った業務執行取締役は、当該株式会社に対し、当該金銭の額から分配可能額を控除した額の金銭を支払う義務を負う。
- ㉑定款で定めた存続期間の満了によって解散した清算株式会社は、清算が終了するまで、株主総会の決議によって株式会社を継続することができるが、休眠会社が解散したものとみなされた場合には、解散したものとみなされた後3年以内に限り株主総会の決議によって株式会社を継続することができる。
- ㉒清算株式会社は、その株主に対し、剰余金の配当をすることができない。
- ㉓解散した時に会社法上の公開会社であった株式会社が清算中に定款に株式譲渡制限の定めを設けたときは、監査役を置く旨の定款の定めを廃止して、監査役を置かないものとするすることができる。
- ㉔清算株式会社の監査役の任期は、清算を開始した時から4年以内に終了する清算事務年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
- ㉕清算中の株式会社は、債権者に対し2か月以上の一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には各別にこれを催告しなければならないが、この公告を官報のほか定款の定めに従って時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法により二重に行っても、知れている債権者に対する催告を省略することはできない。

答案用紙

1		14	
2		15	
3		16	
4		17	
5		18	
6		19	
7		20	
8		21	
9		22	
10		23	
11		24	
12		25	
13			

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SL23165